

Q8

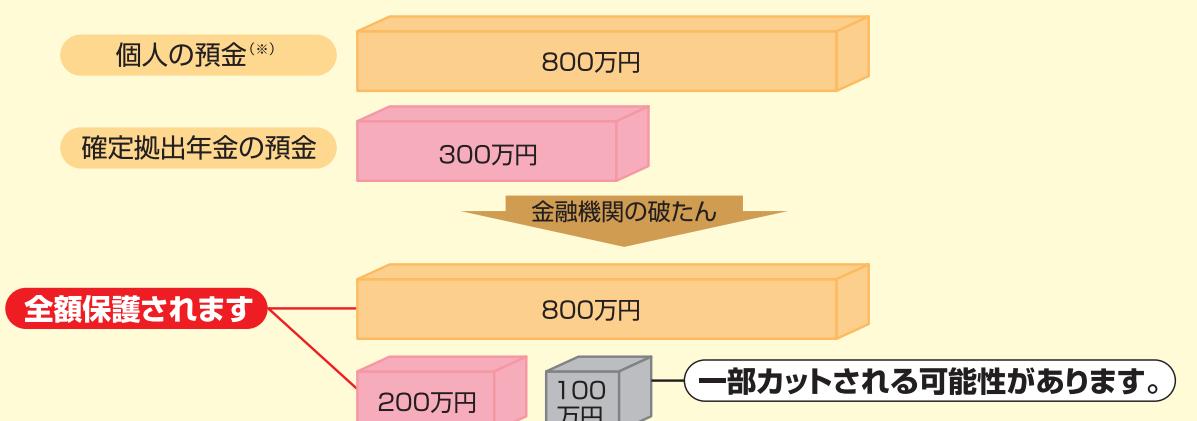
確定拠出年金の一部300万円を定期預金で運用しています。同じ金融機関に個人の預金^(*)800万円があります。もし預金している金融機関が破たんしたら、どうなるのですか？



A

加入者が確定拠出年金とは別に、個人で同じ金融機関に預金をしていた場合、それぞれの残高を合算し、元本1,000万円までとその利息が保護され、1,000万円を超える部分とその利息は破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなります。保護される範囲を図で示しますと下記のとおりになります。

金融機関が破たんした場合の確定拠出年金の預金保護



(*)普通預金無利息型(決済用預金)等の決済用預金を除きます。

Q9

健全な金融機関であれば、1,000万円を超える預金をしていても大丈夫なのではないですか？



A

その通りです。むしろ、健全で破たんしない金融機関へのご預金が資産を守る第一歩と考えます。では、金融機関の健全性を考えるためににはどのようなものがあるのでしょうか。一般的には、その財務内容を見ることが知られていますが、目的や運営（経営）方針など、金融機関としての基本姿勢を知ることも重要であると考えます。金融機関の店舗等に備え付けられているディスクロージャー誌では、財務内容をはじめさまざまな運営（経営）に関する情報が公開されておりますので、ご確認されることをおすすめします。



お問い合わせはお近くの〈ろうきん〉へ